

蔵理第42号

平成8年1月10日

各財務（支）局長  
沖縄総合事務局長 殿

大蔵省理財局

たばこ塩事業審議官

宝賀寿男

たばこ自動販売機の深夜稼働について

たばこ自動販売機の深夜稼働については、平成元年7月4日付蔵理第2800号「たばこ自動販売機の取扱いについて」により、全国たばこ販売協同組合連合会に対し、未成年者喫煙防止の観点から、地域の実情に応じ適切に自粛するよう要請しているところである。

しかしながら、依然として自主的な取り組みが行われていない状況であること、また、深夜稼働している屋外の自動販売機については、十分な管理が行き届かず、未成年者のたばこ購入を容易にしているとの批判がより一層強まっていることに鑑み、深夜稼働している屋外のたばこ自動販売機については、地域ごとの自動販売機の利用状況、設置場所周辺の通行状況等を踏まえ、適切に自主規制が行われることが望ましいと考えられることから、たばこ小売販売業者に対して、別紙の文書を交付するとともに、地域の実情に応じた取組みを行うよう周知されたい。

(別紙)

たばこ小売販売業者の皆様へ

財務（支）局長

たばこ小売販売業の皆様におかれましては、未成年者の喫煙防止につき日頃から御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

未成年者の喫煙防止につきましては、大蔵省におきましても、平成元年5月のたばこ事業等審議会答申「喫煙と健康の問題に関連するたばこ事業のあり方について」を踏まえ、店舗に併設されておらず管理の十分行き届かない自動販売機について、たばこ小売販売業の申請があった場合は許可しないこととするなど所要の措置を講ずるとともに、深夜稼働しているたばこ自動販売機について、地域ごとの自動販売機の利用状況、設置場所周辺の通行状況等を踏まえ、適切に自主規制が行われるよう協力要請を行ってきているところでございます。

しかしながら、未成年者喫煙防止につきましては近年とみに社会的な関心が高まっており、特に、屋外に設置されているたばこ自動販売機については、未成年者のたばこ購入を容易にしているとの批判がより一層強まっているところでございます。このような状況に鑑み、全国たばこ販売協同組合連合会におきましては、たばこ自動販売機の深夜稼働の自主規制を行うことを決定したと伺っております。

たばこ小売販売業の皆様方におかれましても、たばこ自動販売機の深夜稼働の自主規制に関する趣旨を御理解の上、特段の御協力をお願い申し上げます。